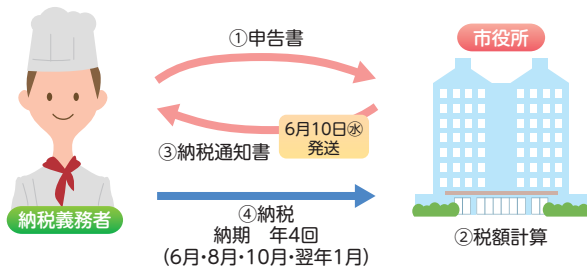


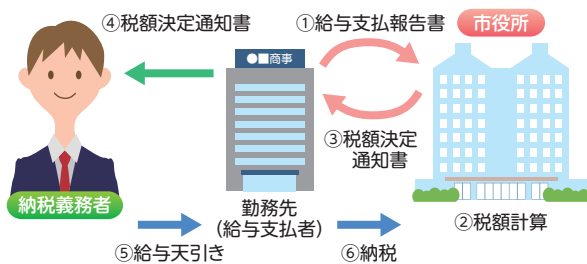
納税方法

①普通徴収（個人納付）の場合【事業所得者など】
年4回（6月・8月・10月・翌年1月）の納期です。
納付書もしくは口座振替で納めてください。



②給与からの特別徴収の場合【給与所得者】

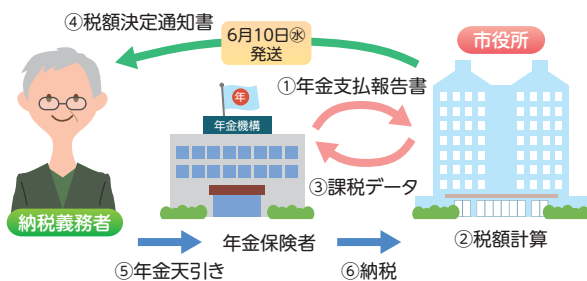
今年度の税額決定通知書は、5月中旬に給与支払者宛てに発送しています。勤務先を通じてお受け取りください。



③公的年金からの特別徴収の場合【年金所得者】

前年中および令和8年4月1日において、公的年金の支払いを受けている65歳以上の方が対象です。公的年金の所得に係る市民税・県民税が年金から天引きされます。

※4月・6月・8月に年金から天引きされた額が、今年度の税額を上回る方には、後日、過納金を還付する通知を送付します。



詳しくは、市民税課にお問い合わせください。

問合せ **市民税課（2階）**
☎ (20)1577 FAX (20)1609

市民税・県民税・森林環境税 納税通知書兼決定通知書を 発送します

市民税・県民税は、市や県の行政を支える大切な財源の一つです。原則として毎年1月1日現在で市内にお住まいの方が課税対象となります。

今年度の「市民税・県民税・森林環境税 納税通知書兼決定通知書」は6月10日※に発送します。

なお、期限後に所得税の確定申告書を提出した場合は、申告内容を確認後、随時、税額決定通知書を送付します。

◆市民税・県民税の申告について

毎年1月1日に市内にお住まいの方は、原則、前年中の所得を申告していただく必要があります。申告していない場合は、市民税・県民税だけでなく、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料、高額療養費の自己負担限度額などの決定が正しくできないことがあります。

ただし、次の①～④のいずれかに該当する方は、申告の必要はありません。

- ①確定申告書を提出した方
- ②給与所得のみの方で、勤務先から茂原市へ給与支払報告書が提出されている方（提出の有無は勤務先へ確認してください）
- ③公的年金等に係る所得のみで、扶養、医療費などの各種控除を受けない方
- ④税制上の被扶養者等となっている方

◆証明書の発行を開始します

令和8年度の所得証明書・課税証明書については、6月10日※から市民税課、本納支所、コンビニエンスストア等で取得できます。

※コンビニエンスストアでは所得証明書のみ取得できます。

※4月1日～令和9年3月31日まで、全国のコンビニエンスストアで所得証明書を半額（150円）で取得できるキャンペーンを実施しています。

※給与特別徴収、非課税の方は、5月14日※から発行しています。

※扶養されている方は、所得状況等により発行開始日が異なります。